



お知らせ

災害に遭った場合に市税を減免

市民税課

☎229-3130 FAX229-3331

資産税課

☎229-3132 FAX229-3331

地震や風水害、火災などの災害で被災した場合に、災害発生日以後に納期限となる市税が減免される制度があります。減免を受ける場合は、原則納期限の7日前までに「減免申請書」と「被災証明書」を提出してください。

内容 被災の程度に応じた割合で減免

対象

市・県民税

- 災害により、本人(同居の扶養親族を含む)が所有する住宅または家財について生じた損害金額(保険金、損害賠償金などにより補てんされた金額を除く)が、被災時における価格の3割以上であると認められる場合
※所得制限あり

- 災害により死亡した場合など

固定資産税・都市計画税

- 災害により、面積の2割以上の地形が変わった土地

- 全壊、半壊または床上浸水による損害金額が、被災時における価格の2割以上であると認められる家屋と償却資産

農業用水路やため池での事故防止にご協力

農業基盤整備課

☎229-3173 FAX229-3168

近年、子どもや高齢者が誤って農業用水路やため池に転落する事故が全国で発生しています。今の時期は農作業で水をたくさん使うため、水量が増えて大変危険です。痛ましい事故を防ぐため、不用意に近づかないようにしましょう。



第72回“社会を明るくする運動”

福祉政策課

☎229-3283 FAX229-3334

全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を築くために法務省が主唱する運動です。

津市では市長を委員長として27機関・団体の代表者で構成する「津市推進委員会」が組織され、コロナ禍に対応した啓発活動を推進しています。



ひとり世帯高齢者実態把握調査にご協力ください

高齢福祉課

☎229-3156 FAX229-3334

ひとり世帯の65歳以上の人(令和4年4月末時点)を対象に、実態把握調査を実施します。この調査でひとり世帯高齢者の緊急連絡先等を把握し、調査内容は地域での見守りや福祉サービスの提供など、高齢者の自立生活を支えるために活用します。また、調査で訪問する民生委員には守秘義務があり、調査内容が他に漏れたり、他の目的で使用されたりすることはありません。

調査期間 7月1日(金)～10月31日(月)

土砂災害避難施設・土砂災害避難協力施設を募集

土砂災害が起きる可能性が高い区域または土砂災害の恐れのある区域に所在する指定避難所の代替施設として、土砂災害避難施設と土砂災害避難協力施設を、特に土砂災害警戒区域に指定されている久居・美里・白山・美杉地域で募集しています。ぜひご協力ください。



対象 次の要件を満たす建物

土砂災害避難施設

- ①土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・土砂災害危険箇所の範囲外でその周辺にある建物
- ②避難スペースが十分に確保でき避難スペースまで安全な避難経路を有する建物

- ③浸水や暴風により構造耐力上支障のある事態を生じない構造の建物
- ④日常的に使用され、または管理されている建物
- ⑤指定避難所として指定されていない建物
- ⑥いつでも避難できる建物

土砂災害避難協力施設

- 上記①～⑤の建物
- 所有者または管理者が認める日時に限り避難することができる建物

申し込み 申込用紙を防災室または各総合支所地域振興課へ

※申込用紙は津市ホームページからもダウンロード可



問い合わせ 防災室 ☎229-3104 FAX223-6247